

伊佐市立中学校再編成協議会設置要綱

平成23年2月25日
教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 伊佐市立中学校再編成計画(以下「計画」という。)に対し、各種団体より意見聴取を行い、再編成中学校の円滑な開校に資するため、伊佐市立中学校再編成協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校再編成の推進に係る事項に関すること。
- (2) 計画への意見集約に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから伊佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 伊佐市コミュニティー協議会中学校区代表
 - (2) 伊佐市中学校区小学校PTA代表
 - (3) 伊佐市中学校PTA代表
 - (4) 伊佐市小中学校校長会代表
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、教育長に意見書を提出した日までとする。ただし、団体の役職で委嘱された委員の任期は、それぞれの役職の期間とし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年3月7日から施行する。

(失効)

2 この告示は、教育長に意見書を提出した日限り、その効力を失う。